

山形広域都市計画道路の変更の案に対して提出された意見書の要旨及び県の見解（都市計画法第 18 条第 2 項）

意見書の提出：2 件（山形市在住 A 氏、B 氏）

1 蔵王樺沢線を地表式にすることと自転車歩行者道設置について（A 氏）

	意見書の要旨	県見解
①	蔵王樺沢線を全線地表式とし、道路両側に自転車・歩行者用道路を設けて、幅員 30～32m とすることが適当である。またそのことから嵩上式とすることに伴う樺沢山辺中山線の変更は不要である。 山形南道路の整備理念「地域振興」の視点から見ると、地域を分断し、既存道路ネットワークを遮断し、地域からの乗り降りが限定され、地域住民は活用できず、地域社会の維持・活性化・地域づくりを阻害することになり、不適當である。周辺地域住民も身近に利用できるように、地表式により整備し、既存道路と平面交差により利用できるようにすべき。地表式でも中央分離帯設置や自動車走行と自転車・歩行者の分離、信号設置、交通規制等により、交通分担と高速での自動車走行は十分達成される。 また、山形南道路は市内の生活道路の側面も大きく、通勤通学等の生活者、近距離移動者の利用も多いと思われる。従って自転車や歩行者も安全快適に通行、利用できるものとする必要がある。特に国、県、市において自転車活用推進計画を策定し、利用促進を進め、自転車の走行空間確保と安全快適な通行環境整備を行うこととされている。安全快適な自転車道・歩行者道部分を確保するためには、幅員 5 m は必要であり、現計画の路	国道 112 号は山形市と庄内地域を連絡する、通過交通を担う路線であるが、市街地の発展や拡大、周辺道路網の整備に伴い、市街地と郊外を往来する発着交通が増え、生活交通と物流・観光交通が混在しており、それに伴う交通混雑、混雑に起因する事故、救急搬送への支障など、道路交通と地域の課題を有している。 都市計画道路蔵王樺沢線（国道 112 号山形南道路）（以下、「本路線」という。）は、これらの課題を解決するため、 ・バイパス整備による交通容量の確保 ・交通の転換による現道交通の円滑化 ・通過交通と発着交通の分散による利用交通の分担 ・円滑な救急搬送ルート、物流ルートの確保 などを目的に整備される道路である。 そのため本路線においては、嵩上式とすることで沿道出入りの影響を抑制し、中央帯を設置することなどにより、交通の円滑化を図ることとしている。 一方で、地表式とした場合、交通の円滑化を図るためには、交差点の箇所を限定する必要がある。この場合、今まで使用できた生活道路や農道などの機能が寸断され、前後の計画する交差点まで迂回が生じ、迂回に伴い通勤、通学、農作業などに不便をきたすこととなる。このことから、本路線の新設

肩 1. 5mでは自転車、歩行者が安全快適に通行できるものではなく、実質的に自動車専用道路と同様に利用される懸念がある。なお、側道の設置は山形中山道路を見ると農道や既存道路の機能補償に限られ、全線に渡る側道設置は期待できない。側道設置や本線乗り入れのランプ等は、事業着手後に十分検討されると説明されるが、実際には要望や意見を聞く機会もなく設計・用地調査説明会等の際に事後的に決定内容を示され、地域の要望をほとんど聴いてもらえないのが実態である。また、嵩上式では高架で整備することも検討されてよいが、高架式では自転車歩行者道の整備が容易ではなく、自転車、歩行者の利用は制限を受けるため、高架式を採用する場合は、自転車、歩行者利用に十分配慮して計画することが必要である。	区間については嵩上式とし、横断ボックスを設置するなど、横断機能が確保されるように検討されている。 また、歩道、自転車道については、周辺土地利用や歩行者の利用状況を考慮すると、本路線の新設区間は歩道を設置せず、既存道路の自転車・歩行者道を利用してもらう考えとしている。また、嵩上式にすることで、既存道路における歩行者・自転車の利用が維持されることとなる。 なお、県や市ではそれぞれの自転車活用推進計画に自転車ネットワーク計画を定め、交通量や安全性、利用ニーズ等に応じて優先的に整備するルートを位置づけており、これら計画に基づき自転車の活用を推進していくこととしている。本路線は当該ルートには位置づけられていないが、周辺の、主要地方道山形上山線や一般県道蔵王成沢長谷堂線、国道458号などが位置付けられている。 具体的な道路の構造については、事業予定者である国土交通省が事業実施段階において検討し、関係機関との調整を踏まえた上で、地域住民へ丁寧に説明を行い、理解を得ながら進めていくことを確認している。
--	---

2 現道活用区間の重複指定について（A氏）

	意見書の要旨	県見解
②	上山山形西天童線を分断する変更については、山形南道路の現道活用部分は都市計画道路2線の併用・重複区間とすべきである。公聴会公述意見に対する県の回答では、山形市西廻りバイパスとして、上山～山形～天童の道路として活用され続けることを認めつつ、都市計画施設の重複指定は不能とされているが、相矛盾する複数の都市計画施設指定が不能であることは理解するが、本区間は指定が相矛盾するのではないことは明白であり、重複指定は十分可能であると思われる。	都市計画道路とは、都市計画において定められる都市施設の一つであり、都市計画法の規定により、名称、位置及び区域などを定めることとされている。都市計画道路として定める土地の区域は、当該都市計画道路のための用に供される区域となることから、他の都市計画道路の区域と重複して決定しない運用としている（立体構造の施設を除く。）。

3 東山形長谷堂線の一部廃止と沼木中屋敷線との統合について（A氏）

	意見書の要旨	県見解
③	東山形長谷堂線の一部を廃止し、東山形中屋敷線と変更することについて、山形南道路が東山形長谷堂線の機能を代って果たすことになるとは考えられない。特に廃止部分の東山形長谷堂線は国道348号であり、山形・村山と置賜を結ぶ、県勢発展上重要な道路として、県が整備を進めてきた道路でもあり、交通量調査等も十分行わない現段階において、山形南道路に関する都市計画の変更にあわせて変更すべきものではないと思われる。なお、山形南道路と東山形長谷堂線が重複する部分は、両路線の重複指定で差し支えないものである。 さらに東山形長谷堂線と沼木中屋敷線の統合については、終点も異なり道路の目的と理念も異なる道路と認められ、統合することは不相当であり行うべきではない。 なお、東山形長谷堂線と沼木中屋敷線は平成29年に山形市が策定した都市計画道路の見直し計画において廃止候補とはなっておらず、継続候補とされている。市が十分に時間をかけて市民の意見も十分に聴いて策定した山形市都市計画道路見直し計画を尊重すべきである。今回の都市計画変更は、山形南道路に直接関連する道路計画の変更に限るべきで、それ以外の内容については、別途、交通量調査や関連調査を経て検討すべきである。特に山形南道路に接近する道路については、山形南道路と山形中山道路が供用された後の交通状況等を十分に調査したうえで改めて検討していくことが適当と考える。	東山形長谷堂線の松栄から終点までの区間については、現状の国道348号の機能と、交通量データに基づく山形南道路の整備も踏まえた将来交通量推計値などを勘案し、平成2年決定当時の4車線での整備の必要性が変化していることから、重複部分を含む一部区間の都市計画を廃止するものである。なお、重複指定については、上述したように、複数の都市計画道路の区域を重複して決定しない運用としている。 また、東山形長谷堂線の南館交差点から松栄までの区間と沼木中屋敷線は、現況が一路線の県道（主要地方道山形白鷹線）であることから、現況の機能どおりに、一つの都市計画道路、東山形中屋敷線として整理したものである。 なお、山形市都市計画道路見直し計画策定当時は、山形南道路の計画が明確になっておらず、見直し計画にも反映されていない。なお、山形市において、今後も交通状況の変化等に応じ十分に調査をしたうえで、改めて県や関係機関と協議しながら、適宜見直しを検討していくと伺っている。

4 起点部のルート変更について（B氏）

	意見書の要旨	県見解
①	今回提示された変更路線は、バイパス西の緑地帯から共用部分（現道活用区間）まで、国が角度等を考慮してひいたものと聞いている。しかし、次の二つの理由から、緑地帯内の小河川をはさんだ南側から入るルートに変えていただきたく意見を申し上げる。 理由① 立ち退きの必要のある家屋があまりにも多いこと。その家屋の中には、令和6年（今年）5年（去年）に建てられた新築の家が多数ある。その方々は、この南山形を選んで引越し、子ども達を南山形小学校に入れるつもりで家を建てたのである。 立ち退きする家屋が多ければ多い程、その分、費用が相当額発生すると思われる。 また、その家々の今後の生活に及ぼす影響は、あまりにも大きいと思われる。 理由② 本ルートと旧羽州街道の交わる所には、松原番所跡という歴史的価値のある場所がある。新道路がその真上を通るのはいかがなものか。	蔵王樺沢線の通過位置は、起点の国道13号交差位置やJR奥羽本線との交差位置、埋蔵文化財包蔵地、工場・事業所、住居等の立地状況を総合的に踏まえ、通過位置を計画している。 なお、蔵王樺沢線の整備については、事業予定者である国土交通省が事業実施段階において構造等を検討し、文化財担当機関を含む関係機関との調整を踏まえたうえで、地域住民へ丁寧の説明を行い、理解を得ながら進めていくこととしている。

山形市からの意見聴取（都市計画法第 18 条第 1 項）

山形市から回答

（回答日：令和 6 年 1 1 月 2 6 日）

- 本市として、変更について異議ありませんが、以下の点について留意されたい。
- 事業実施段階において、交差点形状や側道、BOX 横断箇所等を含む道路整備事業の全体像を早急に地元に提示し、地域住民の意見等に十分配慮すること。
- 事業実施段階において、地域住民に対し丁寧な説明を行い、理解を得ながら事業を進めること。